

新設分割に係る事後開示書面

(会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び第 815 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 209 条及び第 212 条に定める書面)

2020 年 3 月 25 日

株式会社東京放送ホールディングス

株式会社 TBS ヘクサ

2020年3月25日

新設分割に係る事後開示事項

(新設分割会社)

東京都港区赤坂五丁目3番6号
株式会社東京放送ホールディングス
代表取締役 佐々木 卓



(新設分割設立会社)

東京都港区赤坂五丁目3番6号
株式会社TBSヘクサ
代表取締役 井上 一茂



株式会社東京放送ホールディングス（以下「新設分割会社」という。）は、2020年2月6日開催の取締役会において承認された新設分割計画書に基づき、2020年3月25日付で株式会社TBSヘクサ（以下「新設分割設立会社」という。）を新たに設立し、新設分割会社の不動産事業（但し、「ザ・ヘクサゴン」に係る事業に限るものとする。）（以下「本事業」という。）に関する権利義務を新設分割設立会社に承継させる新設分割（以下「本件分割」という。）を行いました。

本件分割に関する会社法第811条第1項第1号及び第815条第3項第2号並びに会社法施行規則第209条及び第212条の規定に定める事項は、以下のとおりです。

1. 本件分割が効力を生じた日

2020年3月25日

2. 新設分割会社における会社法第805条の2の規定による請求に係る手続の経過

本件新設分割は、会社法第805条に基づく簡易新設分割であり、会社法第805条の2但書きに規定する場合に該当しますので、本件分割において該当事項はありません。

3. 新設分割会社における会社法第806条及び第808条の規定並びに会社法第810条の規定による手続の経過

(1) 会社法第806条の規定による手続の経過

本件新設分割は、会社法第805条に基づく簡易新設分割であり、会社法第806条第1項第2号に規定する場合に該当しますので、本件分割において該当事項はありません。

(2) 会社法第 808 条の規定による手続の経過

新設分割会社は新株予約権を発行していませんので、本件分割において該当事項はありません。

(3) 会社法第 810 条の規定による手続の経過

新設分割会社は、会社法第 810 条第 2 項及び第 3 項に従い、官報及び毎日新聞において 2020 年 2 月 7 日付で債権者に対し異議申述をすることができる旨の公告を行いました。申述期限までに同条第 1 項に従い異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 本件分割により新設分割設立会社が新設分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

新設分割設立会社は、2020 年 3 月 25 日付で、新設分割会社から、本件分割の新設分割計画書記載の本事業に関する資産、債務、契約上の地位その他の権利義務を承継しました。

本件分割に際して新設分割設立会社が新設分割会社から承継した資産の額は 15,119 百万円、債務の額は 366 百万円（いずれも 2020 年 3 月 25 日現在の概算値）です。

5. その他本件分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上